県　政　報　告

広島県議会９月定例会は、９月１２日から９月３０日までの１９日間の日程で開催され、補正予算や条例改正などを審議しました。

《令和７年度９月定例会の概要》

■補正予算額　８４億７００万円

６月補正予算編成後の状況変化等を踏まえ、米国関税措置や物価高による影響への対応、「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」に掲げるそれぞれの欲張りなライフスタイルの実現に向けた取組など、必要性が認められる取組について、時機を逃さず実施する。

１　米国関税措置・物価高による影響への対応　７６２百万円

○　県内事業者の海外への販路拡大に対する支援 米国関税措置等の影響が懸念される県内事業者に対し、海外への新たな販路開拓に向けた商品開発や販売促進等を行うための経費を支援	200 百万円
○　県内事業者の生産性向上に資する設備投資への支援 米国関税措置等の影響が懸念される県内事業者に対し、生産性の向上などを目的とした設備投資を支援	200 百万円
○　［８月１日新設］中小企業者等への金融支援 米国関税措置による売上減少などの影響に対応するため、中小企業者等に対する県費預託融資制度の要件を新設 （取扱期間：令和７年８月１日～令和８年３月 31 日）	－
○　県内酒蔵への支援 高騰する県産酒米購入費用を支援するとともに、国際的な品評会の開催を通じて県産日本酒の魅力を発信	362 百万円

２　それぞれの欲張りなライフスタイルの実現　３２５百万円

ア　県民の挑戦を後押し	**325 百万円**
（ア）　県民が抱く不安を軽減し『安心』につなげる	
○　若年層の定着・回帰に向けた市町支援 県・市町が一体となって実効性の高いプロジェクトを実施するほか、市町の事業アイデア創出に向けた施策形成の伴走支援を実施	［債務］［15 百万円］ 30 百万円
○　水産海洋技術センターの調査船の更新 県内水産物の食の安全や県内水産業の振興を目的とした海洋調査等に使用する調査船の老朽化を踏まえ、新調査船を建造	［債務］［293 百万円］ 108 百万円

○　手話言語及び情報コミュニケーション施策の推進 条例の制定や東京 2025 デフリンピックの開催に合わせて、「手話が言語であること」や「障害にも様々な特性があり、障害の特性に応じた意思疎通手段があること」を普及啓発するためのイベントを開催	3 百万円
（イ）　県民の『誇り』につながる強みを伸ばす	
○　広島空港の航空ネットワークの拡充に向けた支援 国際定期路線の新規就航を行う航空会社に対して運航経費を支援	35 百万円
（ウ）　県民一人一人の夢や希望の実現に向けた『挑戦』を後押し	
○　イノベーションを創出する企業や人材の集積 産業や地域の課題解決に向け、県内外の民間企業等との共創によるＡＩを活用した新しいソリューション開発を支援	［債務］［225 百万円］ 40 百万円
○　飼料製造施設の高度化に向けた支援 豚・鶏の飼料原料への利用が再開された牛肉骨粉の製造に必要な機械等を導入する事業者を支援	92 百万円
○　林業経営適地の集約化に向けた支援 林業経営適地の集約化を計画的に進めるため、デジタル技術を活用した境界の明確化など、地域協議会による森林の集約化に向けた取組を支援	16 百万円

３　その他［基金積立を除く実質事業費］　３，２２０百万円

○　埋蔵文化財センター・文書館観音書庫の移転整備 老朽化が進んでいる埋蔵文化財センター及び文書館観音書庫の移転先として旧安芸高等学校の建物を活用するため、施設改修工事を実施	［債務］［162 百万円］ 108 百万円
○　中小企業基盤整備機構への償還 高度化事業による資金の貸付先からの繰上償還金について、中小企業基盤整備機構へ償還　【中小企業支援資金特別会計】	713 百万円
○　財政調整基金への積立	4,100 百万円 ［基金積立］
・　地方財政法に基づき、令和６年度決算剰余金の一部を財政調整基金へ積立	2,300 百万円
・　令和６年度県税決算見込みを踏まえ、普通交付税の精算分として減債基金へ積立	1,800 百万円

○　公共事業　2,398 百万円

・　補助公共事業等の国からの内示において当初予算を上回る内示のあったものについて予算整理を実施　1,187 百万円

・　緊急的に対応が必要となった箇所など、地域の実情を踏まえ、道路施設や河川護岸等の修繕等を実施　1,211 百万円

【内訳】

〔単独公共事業〕

・ 道路事業 565 百万円（道路法面・舗装の修繕、除草・伐木等）

・ 河川事業　376 百万円（河川内の堆積土等除去、護岸の修繕、伐木）

・ 砂防事業 150 百万円（砂防施設の修繕）

・ 港湾事業 100 百万円（港湾施設の修繕等）

・ 公園事業 20 百万円（公園施設の修繕）

■条例〔６件〕

【新設】（２件）

○広島県手話言語条例

○広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例

【改正】（４件）

○広島県手数料条例の一部を改正する条例　など

■人事案件〔３件〕

○広島県教育委員会委員の任命の同意について　など

■その他の議案〔５件〕

○工事請負契約の変更について（３件）

○令和６年度広島県歳入歳出決算認定の件【継続審査】

○令和６年度広島県公営企業決算認定の件【継続審査】

■１８０条専決処分報告〔３件〕

○訴えの提起について　など

■報告事項〔１０件〕

○広島県基金運用状況報告書　など

■意見書〔４件〕

○社会経済情勢を反映した診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬及び保育等の公定価格の改定等を求める意見書

○ＳＮＳ等インターネット上の誹謗中傷等の抑止と被害者救済に向けた対応の強化を求める意見書

○私学助成の充実強化等を求める意見書

○持続可能な学校教育と児童生徒の豊かな学びの実現を求める意見書

■決算特別委員会の設置

○継続審査となった「令和６年度広島県歳入歳出決算認定の件」「令和６年度広島県公営企業決算認定の件」を審査するため、決算特別委員会を設置（委員１６名）

９月定例会トピックス

「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」の制定

■　全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、「広島県手話言語条例」及び「広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」（通称：広島県障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例）を制定しました。

※　条例の施行日はいずれも令和７年１１月１日

条　例　の　概　要

★広島県手話言語条例

【条例の基本理念】

①　手話言語に対する理解の促進及び手話の普及は、手話言語が独自の文法を持つ一つの言語であり、長年にわたりろう者等の間で受け継がれてきた文化的所産であるという認識の下に行うこと。

②　県民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、手話言語を必要とする者の手話の使用及び習得の機会の確保が図られるよう推進すること。

【県民の皆様へのお願い】

○　手話言語を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努めましょう。

【県の主な取り組み】

①　手話言語の認識

・手話言語が言語として認識されるよう必要な啓発を行う。

・文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずる。

②　手話の習得の機会の確保

市町、障害者、関係団体等と協力して、乳幼児期からその家族と共に手話を習得できる機会の確保を講ずる。

③　学校に対する手話の習得の機会の確保への支援

手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

④　事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援

手話言語を必要とする者や共に働く者が手話を習得できる機会の確保を図るための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

⑤　推進体制

施策の進捗状況を評価や施策を総合的に推進するため、関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。

★広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例

【条例の基本理念】

① 障害者が、その地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、利用することができるよう推進すること。

② 障害者が、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう推進すること。

③ 情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において推進すること。

【県民の皆様へのお願い】

① 障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深め、障害の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めましょう。

② 障害者は、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、要望及び意見を積極的に表明するよう努めましょう。

【県の主な取り組み】

① 意思疎通支援者等の養成等

意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずる。

② 啓発及び学ぶ機会の確保

県民の関心及び理解を深めることができるよう啓発するとともに、学ぶ機会の確保に必要な取組を行う

③ 災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保

災害時等において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずる。

④ 情報通信機器等の利用方法の習得等

情報通信機器等の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずる。

⑤ 学校に対する環境の整備への支援

市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者等と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う。

⑥ 事業者に対する環境の整備への支援

事業者に対し、当該障害者が障害の特性に応じて情意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行う。